見守り支えあう地域へ
ご利用ください「みまもりネットワーク」

一人暮らしや高齢者のみの世帯の方で、日常生活に不安を抱えている高齢者の数が増えています。

みまもりネットワーク事業は、見守りや声かけを行うことで、不安や孤立感を取り除き、援助の必要な高齢者を早期に発見し、適切なサービスにつなげられるよう支援する仕組みです。

【対象者】市内在住で65歳以上の一人暮らしの方および、65歳以上の方のみの世帯で見守りを必要とする方。ただし、次の方は除きます。①親族による月1回以上の訪問がある方②介護保険等の公的サービスを利用している方

【事業内容】申し込みのあった方の自宅に、地域包括支援センター職員が訪問し、「みまもり訪問計画」をたてます。見守りの方法は、遠くからの見守り、月1回程度の声かけです。みまもり協力員は、民生委員、自治会等のボランティアの方で、市から委嘱を受けた方です。

ただし、次の行為は行いません。①相談業務②買い物や掃除などの家事援助③通院介助や医療行為④身元保証人

※地域包括支援センターは、市から委託を受けた65歳以上の高齢者の総合相談窓口で、みまもりネットワークの運営を行います。

申し込みは次の各地域包括支援センターへ。

①**上の原・金山町・神宝町・氷川台・大門町・小山・東本町・新川町・浅間町に在住の方**＝東部地域包括支援センター☎473・9996

②**本町・幸町・中央町・南沢・学園町・ひばりが丘団地・南町・前沢一～三丁目に在住の方**＝中部地域包括支援センター☎470・8186

③**前沢四・五丁目・滝山・野火止・八幡町・柳窪・弥生・下里に在住の方**＝西部地域包括支援センター☎472・0661

詳しくは介護福祉課地域ケア係（内線2557、2501）へ。

障害者自立支援法の利用者負担を見直します

7月から障害者自立支援法に基づく利用者負担の見直しを行います。

今回の見直しの対象者は、6月30日（火）で障害福祉サービスの期限が終了となる方と、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、共同生活介護、共同生活援助、就労継続支援（A型・B型）の障害福祉サービスを利用している方です。

対象となる方には、すでに自宅または入所施設にご案内を送付しています。期限までに手続きを行うことができない場合は、7月以降の利用者負担の決定および障害福祉サービスの利用ができなくなることがあります。障害福祉課（市役所1階）で継続手続きを行ってください。

※障害福祉サービスの利用期間が終了する前に、障害福祉課からご案内を送付します。

【ご注意】18歳以上（施設入所者は20歳以上）の障害者に対しては、障害福祉サービスの負担上限額を算定する所得段階区分を、「住民票の世帯」ではなく、「個人単位（対象範囲を本人と配偶者まで）」で見直しを行います

詳しくは同課☎470・7747へ。

自立支援医療（精神通院）を受給している方へ
更新手続きのご案内

自立支援医療（精神通院）を受給している方は、有効期間が経過すると自立支援医療費の支給ができなくなりますので、継続する場合は必ず更新手続きを行ってください。

有効期間は、お手持ちの受給者証で確認してください。

更新手続きは、有効期間の3カ月前から障害福祉課（市役所1階）で行うことができます。保険証の世帯が変更になった、または前年度と課税状況が変わった等の場合、有効期間の途中でも所得区分変更手続きができます。

所得区分変更手続きを行った場合、申請日の翌月初日から新しい所得区分が適用されます。

詳しくは同課地域支援係☎470・7747へ。

生活に困っている方へ
介護保険サービス利用者負担を軽減します

低所得で、特に生計が困難な次の要件をすべて満たす方に対しては、申請を行い承認を受けると、介護サービスの利用者負担が軽減される制度があります。ただし、都や市区町村に申し出た事業者が提供するサービスに限り、利用することができます。

【軽減内容】介護費・食費・居住費（滞在費）・宿泊費の各負担を25%軽減（老齢福祉年金受給者は50%）

※特例措置期間として、介護費負担は23年3月31日までの間、28%を軽減（老齢福祉年金受給者は53%）します。

【対象となる方】①住民税非課税世帯で、年間収入が一人世帯の場合は150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額）以下であること②世帯の預貯金等の額が一人世帯の場合は350万円（世帯が1人増えるごとに100万円を加えた額）以下であること③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと④負担能力のある親族等に扶養されていないこと⑤介護保険料を滞納していないこと

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。①生活保護を受けている方②特養旧措置入所者で、利用者負担が5%以下の方（ユニット型個室の居住費の利用者負担額は対象）③訪問介護について、国の特別対策である「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」の適用を受けている方

対象になると思われる方は介護福祉課（市役所1階）にご相談ください。

対象サービスや手続き方法など、詳しくは介護福祉課介護サービス係（内線2553）へ。

21年度明るい選挙啓発ポスター
作品を募集します

市選挙管理委員会では、投票率の向上や棄権防止のPR活動として、街頭啓発活動や啓発パンフレットの配布等を行っています。また、有権者の政治・選挙に関する意識の高揚を図っています。このたび、きれいな政治、明るい選挙を進めるため、選挙ポスターの作品を募集します。

【内容】明るい選挙を推し進めることを内容に自由に表現してください

【応募資格】小学生～高校生

【画材と大きさ】描画材料は自由（紙や布など絵の具材料だけに限りません）。画用紙の四ッ切（542ミリ×382ミリ）、八ッ切（382ミリ×271ミリ）またはそれに準ずる大きさ

【ご注意】作品の裏右下に市名・学校名・学年・氏名を必ず記入してください。応募作品は原則として返却しません。

申し込みは9月11日（金）までに、市内在学の方は各学校へ、そのほかの方は市選挙管理委員会事務局へ。

詳しくは同事務局☎470・7777（内線4714～4716）へ。

幼稚園等就園奨励費補助事業
保育料等を減免または補助します

市では、私立幼稚園（認定こども園の幼稚園を含む）または幼稚園類似施設に通園している市内在住の園児の保護者に対し、世帯の所得に応じて保育料等を減免または、補助を行う、幼稚園等就園奨励費補助事業を行っています。

申請は6月23日（火）～26日（金）の午前9時～11時半と午後1時半～4時半に、市役所7階701会議室で受け付けます。

対象区分と園児一人当たりの補助額は、左表の通りです。

※内容等、詳細は各幼稚園を通じて配布する「幼稚園等就園奨励費補助事業について」をご覧ください。

詳しくは子育て支援課子育て支援係☎470・7735へ。

21年度就園奨励事業　補助額一覧（年額）

（単位：円）

区分（21年度の市民税課税額）	小学1年～3年生または保育園在園等の兄・姉がいる世帯 第1子	第2子（注1）	第3子以降（注1）	小学1年～3年生の兄・姉のいない世帯 第1子（注2）	第2子（注2）	第3子以降（注2）	幼稚園類似施設補助額
生活保護世帯 市民税非課税世帯	—	168,000	294,000	153,500	224,000	294,000	45,100
市民税所得割非課税世帯	—	135,000	294,000	116,300	206,000	294,000	34,300
市民税所得割課税額が34,500円以下の世帯	—	110,000	294,000	88,400	192,000	294,000	26,300
市民税所得割課税額が34,501円以上183,000円以下の世帯	—	87,000	294,000	62,200	179,000	294,000	18,500

（注1）小学1年～3年生または保育園在園等の兄・姉がいる世帯における第2子とは、小学1年～3年生または保育園在園等（注4。就学前相当年齢）を第1子として就園している場合の最年長を、第3子以降とは小学1年～3年生または保育園在園等（就学前相当年齢）の兄・姉を2人以上有している園児および同一世帯から2人以上就園している場合の次年長以降の園児をいいます。

（注2）小学1年～3年生の兄・姉のいない世帯における第1子、第2子、第3子以降とは、1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の「最年長者」「次年長者以降」の園児をいいます。

※市民税所得割額について住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税控除の各控除が適用される場合は、控除前の額で補助額を決定します。

※保育園在園等とは以下のことをいいます。

①児童福祉法に定める「保育所」、東京都認定こども園の設置基準に関する条例により認定を受けた「認定こども園」に通所（園）している

②学校教育法に定める「特別支援学校幼稚部」に通園している

③児童福祉法に定める「知的障害児通園施設」「難聴幼児通園施設」「肢体不自由児施設通園部」「情緒障害児短期治療施設通所部」に保護者のもとから通所等をしている

④障害者自立支援法に定める「児童ディサービスを利用している

生活安定に向けた
就職支援や資金の貸し付けを行います

市では都の委託を受けて、一定の所得以下の方（生活保護受給者を除く）を対象に、生活安定に向けた緊急総合対策事業の相談窓口を福祉総務課（市役所1階）に設置しています。窓口では、就職支援や一定の要件を満たした方に対して、資金の貸し付けに応じています。

【対象となる方（共通要件）】世帯の生計中心者▼課税所得または総収入金額が一定基準以下であること（単身で176万円以下～4人世帯で380万円以下）▼預貯金等資産の保有額が600万円以下であること▼土地・建物を所有していないこと（現在住んでいる場所の土地・建物は除く）▼都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること▼生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと

主な事業

①**就職チャレンジ支援事業**＝正社員への就職にチャレンジする意欲を持つ方に対して、職業能力開発センター等が実施する訓練を受講していただきます。受講料は無料です。受講決定の場合は、受講奨励金（月額約15万円）を支給します

②**都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介**

③**生活サポート特別貸付事業**＝職業訓練受講中（就職チャレンジ事業は受講奨励金支給まで）の資金および就労のための資金を無利子で貸し付けます

④**チャレンジ支援貸付事業**＝中学3年生・高校3年生を養育する方を対象に、学習塾等の受講費用および大学受験料を無利子で貸し付けを行い、入学した場合、一定の手続きをすると返済が免除される制度です

【ご注意】①～④の事業の対象者は、前記の共通要件以外にも事業ごとに要件が必要です。

詳しくは福祉総務課福祉政策係☎470・7741へ。

20年度廃棄物の排出・処理量

可燃ごみ等の総排出量は前年度比2.9%の減

一般家庭から排出される生活廃棄物は、市民の皆さんのご協力の下に、できる限りの分別回収・再資源化を進めてきています。

20年度の可燃・不燃・粗大ごみ収集量は、前年度に対して可燃ごみが507トン（2・1%）の減、不燃・粗大ごみが14トン（0・6%）の減となりました。

最終的に資源化された量は、前年度に比べ235トン（2・2%）の減となりました。また、最終処分場への搬入量は、231トン（7・1%）の減となりました（左表参照）。

引き続きごみ減量への取り組みに、皆さんのご協力をお願いします。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

20年度 廃棄物の排出量および処理量

（単位：トン）

		20年度	前年度比
排出量	可燃ごみ	23,282	△ 507（△2.1%）
	不燃・粗大ごみ	2,505	△ 14（△0.6%）
	資源ごみ（行政回収）	5,840	△ 428（△6.8%）
	うち容器包装プラスチック	1,334	△ 61（△4.4%）
	資源ごみ（集団回収）	4,133	△ 120（△2.8%）
	合　計	35,760	△ 1,069（△2.9%）
資源化量	不燃・粗大ごみから	374	△ 57（△13.2%）
	資源ごみから	10,158	△ 178（△1.7%）
	うち容器包装プラスチック	1,334	△ 61（△4.4%）
	合　計	10,532	△ 235（△2.2%）
最終処分場搬入量（エコセメント化）		3,042	△ 231（△7.1%）

※△はマイナス

2009東久留米市平和事業
平和の願いを込めて 鶴を折りませんか

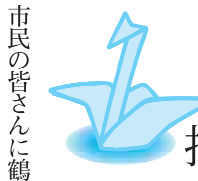

市では、市民の皆さんに鶴を折っていただき「平和の千羽鶴」にして、市役所1階のロビーに飾ります。その後、8月に原爆被爆者のご冥（めい）福と恒久平和を祈念して、千羽鶴を被爆地である広島市・長崎市に送ります。

折り紙は6月17日（水）～7月2日（木）の期間、市役所1階屋内ひろば、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、市内各図書館、公民館等に用意しています。皆さんのご協力をお願いします。

詳しくは企画経営室総務課庶務係☎470・7714へ。

小さな掛け金で大きな特典！
入会しませんか 東久留米市勤労市民共済会

勤労市民共済会とは

この会は、中小企業の事業主とそこにお勤めの従業員の方を会員として、福利厚生事業の充実や、慶弔・共済等の給付を行っている勤労者福祉の団体です。産業振興課（市役所6階）内に事務局があり、会員の皆さんのゆとりある生活のために安心して活用していただけます。

加入すると次のような特典が受けられます。より魅力的な職場づくりにお役立てください。

加入できる方

①市内の中小企業（従業員が300人以下の法人・個人）の事業主とそこにお勤めの従業員②市内居住で、市外に所在する中小企業にお勤めの勤労者。いずれもパートタイムの方も加入できます。

入会金と会費

一人につき入会金が100円、会費月額400円です。

このような事業を行っています

【福利厚生事業】宿泊施設やレジャー施設等が安く利用できます。①宿泊費の補助（会員の方が一泊以上の旅行をしたとき、年一回2500円の補助が受けられます）②レジャー施設の割引利用（西武園・豊島園＝フリーパスが割引に、東京ディズニーランド&シー＝メンバーシップカードと特別利用券を交付等）③市民共済会が行う日帰りバスツアー、観劇などの費用一部を助成

【生活資金融資事業】次のような勤労市民共済会生活資金融資制度が利用できます。①融資金額＝100万円以内②融資利率＝年1・8%③償還期間＝5年以内④使途＝教育・医療・冠婚葬祭・物品購入・住宅補修・そのほか生活に必要な資金を必要とする場合

【共済給付事業】左表の通り

【健康管理】人間ドック・健康診査利用補助＝30歳以上の会員で年一回、検診料の20%の利用補助が受けられます（上限7000円）

詳しくは同会事務局☎470・7777（内線2525）へ。

慶弔共済給付金一覧

共済事由			共済給付金額
祝金	会員の結婚		10,000円
	会員の子の出生		6,000円
	会員の子の就学	小学校入学	5,000円
		中学校入学	5,000円
	成人祝金	会員本人20歳	5,000円
	還暦祝金	会員本人60歳	5,000円
	古希祝金	会員本人69歳	5,000円
傷病見舞金	休業14日以上30日未満		10,000円
	休業30日以上60日未満		15,000円
	休業60日以上90日未満		20,000円
	休業90日以上120日未満		25,000円
	休業120日以上		30,000円
重度障害障害見舞金	1.交通事故による障害（最高「交通事故の死亡」と同額） 2.不慮の事故等による障害（最高「不慮の事故死亡」と同額） 3.すべての重度障害（「その他の死亡」と同額）		
	交通事故		24,000円～600,000円
	不慮の事故		8,000円～200,000円
住宅災害見舞金・弔慰金	火災等	全焼・全壊	10,000円～200,000円以内
		半焼・半壊	
		一部焼・一部壊	
	自然災害	全壊・流失	6,000円～60,000円以内
		半壊	
		一部壊	
		床上浸水	
	同居の親族の死亡（6親等内の血族・3親等の姻族）		10,000円
死亡弔慰金	71歳未満	交通事故の死亡	900,000円
		不慮の事故死亡	500,000円
		その他の死亡	300,000円
	71歳以上	交通事故の死亡	750,000円
		不慮の事故死亡	350,000円
		その他の死亡	150,000円
	配偶者の死亡（内縁関係も含む）		50,000円
	子の死亡（実子・養子・継子とこれらの配偶者）		10,000円
	親の死亡（実父母・養父母・継父母・義父母）		7,000円

市民伝言板

会員募集

◆**社交ダンス（東久留米ダンス楽踊〈らくよう〉会）** 毎週月曜日の午後6時～8時半、市民プラザホールで。入会金1000円、会費月3000円。見学歓迎。詳しくは菅原☎090・2218・4636へ。

◆**ピアノサークル（ミュージックパーク）** 主に土曜日の午前中、中央公民館または西部地域センターで。入会金1000円、会費月4000円。初心者も可。無料体験あり。詳しくは松崎☎472・5220へ。

◆**社交ダンス（さくら会）** 毎週土曜日の午後1時～4時半、成美教育文化会館で。入会金1500円、会費月4500円。現役A級プロ講師が指導。中級クラス。詳しくは橋本☎474・2475へ。

◆**スペイン語会話（エスペランサ）** 毎週木曜日の午後6時半～8時と午後8時～9時半、男女平等推進センターで。会費1500円（1時間半）。ネイティブ女性講師。詳しくは田中☎050・5532・3244へ。

◆**親子リズムあそびランラン** 毎週木曜日の午前10時～正午、さいわい福祉センターで。会費月1000円。未就園児とその親。詳しくは宮本☎080・3020・4495へ。

◆**ひばり気功の会** 毎週土曜日の午前10時～正午、南部地域センターで。会費月2000円。中高年者向き。初心者歓迎。見学自由。詳しくは斉藤☎464・1306へ

◆**社交ダンス（まりも会）** 毎週木曜日の午後1時～4時、市民プラザホールで。入会金1000円、会費月1000円。見学自由。詳しくは佐藤☎473・6044へ。

◆**東久留米市地域活動栄養士会** 定例会は毎月第4月曜日の午前9時半～正午、わくわく健康プラザ集会室で。会費年1000円。栄養士の資格を生かして地域で活動。詳しくは森山☎421・2912へ。

◆**東久留米市「歌林短歌会」** 毎月第3水曜日の午後1時半～3時半、中央図書館で。会費月1000円（3カ月分前納）。生活の証を短歌に託す。初心者歓迎。見学可。詳しくは中村☎472・9813へ。

◆**中国語（グループ「中国だい好き」）** 毎週月曜・火曜・土曜日（応相談）、主に中央公民館で。入会金1000円、会費月3000円。初心者入門、初級、中級、会話班あり。詳しくは川村☎471・3960へ。

◆**社交ダンス（若葉ダンスサークル）** 毎週金曜日の午後1時半から、コミュニティホール東本町で。初級～中級程度。会費月2500円。プロ講師による指導。詳しくは飯田☎080・6581・5352へ。

◆**「マジックBOX」東久留米市奇術愛好会** 毎月第1・第3木曜日の午後7時～9時、中央公民館で。入会金3000円、会費月2000円。マジックをボランティアに役立てたい方歓迎。初心者もお気軽に。詳しくは松沢☎471・6022へ。

◆**カラオケ（若葉会）** 毎月第2・第4日曜日の午後7時～9時、中央公民館で。会費月3000円。歌は楽しく健康の源。プロ講師による指導。見学随時可。詳しくは犬飼☎475・5512へ。

◆**黒目川あるこう会** 月2回例会、都内近郊で。6月21日（日）は吹上しょうぶ園と塩船観音、7月19日（日）は日原鍾乳洞。入会金1000円、会費年1200円、例会参加費1回300円。詳しくは新井☎472・6785へ。

◆**1歳からの音遊び（リトミックサークル・まめちゃんズ）** 月2～3回、月曜日の午前10時半～11時半、南部地域センターで。入会金1000円、会費月2回が2500円、3回が3000円。いろいろな楽器に触れながら、楽しく基礎力を付けていきます。詳しくは西村☎090・2769・1674へ。

◆**軟式野球　ドリームズ** 土曜日か日曜日、市内グラウンドで。会費月1500円。45歳～65歳の方。詳しくは浜村☎473・2858へ。

◆**詩吟（桜吟〈おうぎん〉会）** 毎月第1・第3水曜日と第2・第4金曜日の午後1時～3時、東部地域センターまたは市民プラザ会議室で。会費月1500円。漢詩、短歌、俳句、現代詩等の吟詠。初心者歓迎。詳しくは大井☎459・2469へ。

◆**ジャズダンス&ストレッチ（ダンスM'S）** 毎週①月曜日の午前11時20分からがスポーツセンター、②水曜日の午後7時半からがコミュニティホール東本町、③木曜日の正午からがひばりヶ丘集会所で。入会金1000円、会費1回1200円。初心者・経験者歓迎。詳しくはタカムラ☎473・1229（夜間）へ。

催し

◆**サマーダンスパーティー（東久留米市社交ダンス連盟）** 6月28日（日）午後1時半～4時半、スポーツセンター第1体育室で。参加費は前売り1000円（当日1200円）。生バンド演奏、チェンジングパートナーあり。詳しくは大槻☎474・0457へ。

◆**和服リフォーム・ファッションショー（生活協同組合東京高齢協・花の会）** 6月28日（日）午後1時半～4時（1時15分から受け付け）、東部地域センター講習室で。参加費300円。琵琶（びわ）・篠笛&和服リフォームドレスの和のコラボの新しいこころみ。詳しくは竹田☎471・2289へ。

◆**写真展示会（くるめフォトサークル）** 6月27日（土）午後1時～7月5日（日）午後5時、中央公民館ロビーで。詳しくは園田☎422・8177へ。

◆**第6回英語でおしゃべりランチ（ウラウライングリッシュ）** 7月20日（祝）午前11時（10時半開場）～午後2時半、市役所1階屋内ひろばで。参加費1500円（ランチ代込み）。レベル別に小グループに分かれて英会話。レベル不問。7月6日（月）までに申し込みを。申し込みと詳しくは浦崎☎459・3715へ。

◆**社交ダンス　誰でもダンスパーティー（ひばり寿〈ことぶき〉会）** 6月30日（火）午後1時20分～4時半、市民プラザホールで。参加費300円。詳しくは水落（みずおち）☎473・9329へ。

◆**土曜講座「体の動きが育てるもの」（NPO法人南沢シュタイナー子ども園）** 6月27日（土）午前10時～正午、南沢シュタイナー子ども園で。参加費一般2000円、会員1500円。講師は神田誠一郎氏。ファクスで要申し込み。詳しくは同園☎470・0843（ファクス同）へ。

◆**学習会「やさしいまちづくりにユニバーサルデザインを」（福祉のまちおこしの会）** 6月28日（日）午後1時半～3時半、中央図書館で。参加費無料。障害者福祉計画書を生活文化課（市役所2階）で購入の上、ご参加ください。講師は財団法人共用品推進機構専務理事の星川安之氏ほか。詳しくは大谷☎474・6238へ。

◆**絵画展（煉瓦の会・総展）** 6月16日（火）～21日（日）の午前10時～午後6時（16日は正午から、21日は午後5時まで）、成美教育文化会館ギャラリーで。入場料無料。詳しくは山口☎474・3703へ。

◆**子育て学習会「子どもと親にとって本当に大切な事って何？」（たんぽぽ幼児クラブ父母の会）** 7月8日（水）午前10時～11時半、芝久保公民館視聴覚室（西東京市芝久保五丁目）で。参加費無料。小さなお子さん連れでもお気軽に。子育ての根っこの話を聞いてみませんか。詳しくは前田☎090・1566・2535へ。

◆**大人の部美術展（アトリエ・どろんこ）** 6月23日（火）～28日（日）の午前10時～午後6時（28日は午後4時まで）、成美教育文化会館ギャラリーで。入場料無料。詳しくはコバヤシ☎421・6755へ。

◆**第32回住宅デー（東京土建清瀬久留米支部）** 6月21日（日）午前10時から、イトーヨーカ堂東久留米店前、滝山団地センター前広場ほかで。火災警報器の展示紹介、住宅相談から模擬店、遊戯コーナー。詳しくは本田☎473・8751へ。

その他

◆**落合川のゴミ拾いと草取り等（落合川清掃ボランティアグループ）** 毎月第3日曜日の午前8時～11時半、主に落合川の上流部を中心に行います。参加費無料。軍手、タオル持参。詳しくは高橋☎473・3729へ。